

日 時 平成27年7月4日（土）19:00～20:15

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原 （副会長）平田、小林、小野

（町内会長）山元、北岡、守本、藤原(忍)、定塚、中西(副会長)、吉、上坂

保坂、藤原(淳)、和田

（グループ代表）舟木、斎藤、藤本 （事務局）妹尾、長谷川

（市民センター）一浦

<敬称略>

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

①「志津南ニュース」の記事の提供について

まち協広報委員会で、毎月1回広報誌「志津南ニュース」を発行している。記事の内容について、毎月第3土曜日の午前中に紙面会議を実施していて、そのメンバーはまち協会長、社協副会長、民児協会長、子ども会連合会長、市民センター所長、広報委員3名、事務局員2名の合計10名で構成している。

各種団体の活動・行事については概ね事務局で把握しているが、各町内会・自治会で行われている活動・行事については漏れがあり、特にかがやきの丘、コージーガーデン、追分鴨田、追分南の4町内会で独自に行われている活動・行事については、現在のメンバーでは把握できない状況にある。

そこで、各町内会・自治会で実施した活動・行事の記事と写真を、積極的に提供していただきたい。逐次、事務局のメールアドレスに送信していただくと助かる。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①文化体育グループ（ふれあい推進委員会）

- ・7月25日に開催予定のふれあい夏まつりについて、今朝、実行委員会を開催し、模擬店のチケットを町内会の各副会長に渡したので、近いうちに副会長から各班長に渡される予定である。
- ・今年から、追分南地区の参加者のために、「夏まつりの帰りのバス」を用意することになった。追分南地区の4町内の住民の皆さんにとっては、会場まで距離があるので大変であること、また、会場に来るときには路線バスが運行されているが、帰りにはバスのダイヤがない状況である。具体的には、近江バスから路線バス仕様のバスを1台貸し切り、午後8時～10時まで30分間隔で運行し、経路は若草中央通りバス停から丸尾、向山ニュータウン、コージーガーデンまでとする。住民の皆さんにお知らせしたいので、月半ばの広報配付時に回覧をお願いしたい。

②暮らし安心グループ（環境美化委員会）

- ・明日一斉清掃を行うが、8時にCATVの放送でお知らせする。
- ・かがやき通りの歩道脇の草刈りについては、草津市道路課が業者に依頼している。
- ・ごみ問題を考える草津市民会議から「段ボールコンポスト講座」についての通知が来ているので、回覧していただきたい。

③子ども育成グループ（青少年育成委員会）

- ・8月から「声かけパトロール」が始まるので、各町内会・自治会の協力をお願いしたい。
- ・9/7(月)、志津南小学校において、ネットの危険性とその対処法というテーマで、すこやかセミナーを実施する。小学5、6年生と参加希望の保護者が対象であるが、町内に回覧されるので、興味のある方は参加いただきたい。

④地域福祉グループ（社会福祉協議会）

9/6に敬老会を実施。9/21が敬老の日だが、連休のため避けた。その1週間前は選挙のため市民センターが使用できない。

一堂に会して出来るとよいが、3つに分けて行うことにした。追分南地区の4町内は追分南会館で行い、会食は、かがやきの丘会館と2つに分かれて実施する予定。若草・岡本西地区は志津南市民センターで10時からと1時半からの2回に分けて実施。それぞれ100人規模の敬老会となる。記念品を添えて招待状を持っていき、お盆くらいには出欠確認を行う予定である。

⑤事務局から

8 月 15 日号の広報くさはは休刊であるが、志津南ニュースについては夏まつりの関係もあり、今年も発行する。8 月 13 日に会長宅および会館に届けるので、全戸配付をお願いしたい。

2. 審議事項

(1) 各種団体の会則・規則類について

前年度は各町内会の役員に各種団体の会則・規則を配付したが、改正時の差し替え等の管理面や、そもそも各町内会の役員全員に必要なのかという意見があり、前回の役員会で、各町内会・自治会の役員会で議論していただきたいと伝えていた。

各種団体というのは各町内会から委員を選出している団体だけでなく、各町内会から委員が出ていない団体も含む。15 の団体のうち 7 団体が各町内会から委員が選出されていて、8 団体は各町内会からの委員の選出はない。

それぞれの構成員は当然、自団体の会則・規則は持っているもので、町内会から委員を選出している団体の会則・規則は、該当する委員から見せていただくことができる状況にある。

理事会の 1 週間前に正副会長会を行っており、今回の正副会長会で次のように案をまとめた。

- ①事務局と追分南会館に各 1 冊を常備する。
- ②事務局と追分南会館には、各町内会等の会則・自主防災会規則・総会資料も常備する。
- ③ホームページにはすべての会則・規則類を載せる。
- ④以上により、各町内会等の役員への配付は廃止する。

【斎藤】子ども育成グループは 5 団体のうち 4 団体は町内会とは関係のない団体であるが、話し合った結果、私だけが他団体の資料もほしいという意見だったが、その他の人は不要ということであった。グループとしてはこの案でよい。

【北岡】2 丁目では次のような意見があったが、町内としてまとめられていない。

- ・他団体の会則等が見たいという経緯があって、今の状況になったのではないか。
- ・引き続き昨年までの方法で配付されるのであれば、家庭用と役員用に分けてほしい。
- ・どこにあるのか明確になれば、各町内会等の役員への配付はしなくてもよい。

【会長】特に経緯はなく、あった方がいいのではということ配付し、必ず引き継いでいくことにしていた。その程度で全役員に改正分を配付するのはもったいないのではないか。

【藤原】5 丁目では会長が持っていればよいということになった。

【守本】4 丁目では自分に関係するものさえ持っていればよいということになった。

【保坂】【藤原淳】かがやきの丘、コージーガーデンでは、自分とこの会館に一式あればよいということになった。

【定塚】会長くらいにはあった方がいいのではないか。日曜日は事務局が閉まっている。手元があれば、好きな時に見られる。インターネット上で見られるが、その環境が整っていない人もいる。インターネットに掲載しているだけでは会則規則等の関心が薄れてくるのではないか。ファイル 1 冊分なので各町内会に 1 冊配付してもよいのでは。

【中西】7 丁目では去年制度を変えたのにまた変えるのかという意見があった。しかし最終的には会長に一任するという事になった。

【吉】基本的には提案の内容でよいが、町内会長には配付があってもいいという意見が出た。最終的にはホームページにも載っているということになった。

【上坂】【平田】岡本西、若草 3 丁目では反対はなかった。

【結論】

- ・各種団体の会則・規則類は、事務局と各町内会長に 1 冊を常備する。差し替えは町内会長で責任をもって行う。各町内会等の役員全員への配付はやめる。
- ・各町内会の会則・自主防災会規則・総会資料については、事務局と追分南会館に常備する。
- ・ホームページにも掲載するので、7 月 31 日までにデータファイルを事務局のメールアドレスまで送っていただきたい。ホームページには PDF で載せるので、改ざん防止のためにも PDF で送ってもらう方がよい。USB を事務局に持ってきてもらってもよい。総会資料はホームページには掲載しないので、紙ベースでもよい。

以上